(2) 地震発生時における教職員の非常配備計画

配備区分	配備体制	配備時期
警 戒 配 備	校長・小中教頭の3者で、 災害情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。(地域災害対策担当課、 消防署、学校施設警備会社 等からの情報収集、学校施 設の状況把握等)	1 学校所在地において震度4の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波注意報が発表されたとき。 3 その他、特に校長が必要と認めたとき。
特別警戒配備	校長・小中教頭の3者で、 で、 で、 を情報のの のの のの で、 で、 を情報の を情報の を表すでで のの のの のの のの のの のの のの のの のの	1 学校所在地おいて震度5弱の地震が観測されたとき。2 福島県沿岸において、津波警報が発表されたとき。3 その他、特に校長が必要と認めたとき。
特別警戒体制	校長・小中教頭・災害対策本部の班長で、災害情報の収集及び連絡活動、教育活動の実施の可否が検討でき、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1 学校所在地において震度5強の地震が観測されたとき。 2 学校所在地に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 その他、特に校長が必要と認めたとき。
災害対策本部 体制	全職員で、組織及び機能 の全てを挙げて、応急対策 にあたる体制とする。	1 学校所在地において震度6弱以上の地震が観測されたとき。2 福島県沿岸において、大津波警報が発表されたとき。3 その他、特に校長が必要と認めたとき。